

一般財団法人島根県建築住宅センター
現金取得者向け新築対象住宅証明業務手数料規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般財団法人島根県建築住宅センター現金取得者向け新築対象住宅証明業務規程（以下「業務規程」という。）に基づき、一般財団法人島根県建築住宅センター（以下「センター」という。）が実施する一般財団法人島根県建築住宅センター現金取得者向け新築対象住宅証明業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

(手数料)

第2条 業務規程第14条に規定する証明業務手数料（以下「手数料」という。）は、申請1件につき、次に掲げる額とする。

【一戸建ての住宅】

項目	基準	手数料（税別）
省エネルギー性	①住宅事業主判断の基準	20,000円
	②断熱等性能等級（平成25年基準）	
	③一次エネルギー消費量等級4、又は5	30,000円
耐久性・可変性	④劣化対策等級3で、かつ、維持管理対策等級2以上	21,000円
耐震性	⑤耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）2以上	28,000円
	⑥免震建築物	
バリアフリー性	⑦高齢者等配慮対策等級3以上	21,000円

(注) 証明項目が2項目以上の場合は、それぞれの料金を加算する。

【共同住宅等】の場合

手数料は、別途協議とする。

(計画変更手数料)

第3条 証明書が交付された後に行う計画の変更に伴う変更申請の手数は、当初の申請に係る手数料の額の2分の1とする。

(再発行手数料)

第4条 証明書の再発行を行う場合の手数は、1,000円（税別）とする。

(手数料の支払方法等)

第5条 手数料の支払方法及び支払期日は、一般財団法人島根県建築住宅センター現金取得者向け新築対象住宅証明業務約款に定めるものとする。

2 前項に定める銀行振込に係る振込手数料は、申請者の負担とする。

(附則)

この規程は、平成26年11月1日より施行する。

(附則)

この規程は、平成27年4月1日より施行する。